

東洋史研究

第七十九卷 第二號 令和二年九月發行

王珪之『齊職儀』の編纂をめぐる

佐藤達郎

はじめに

- 一 『齊職儀』について——基礎的情報
 - (1) 王珪之による『齊職儀』編纂の概略
 - (2) 隋志以後の書誌情報、ならびに諸書における引用状況
 - 二 『齊職儀』の編纂と宋末齊初の政界
 - 三 『齊職儀』佚文
 - 四 『齊職儀』の世界
- おわりに

はじめに

『隋書』經籍志、史部「職官」類と、隣接する「儀注」類には官職と儀禮に關する多くの著作を載せ、兩者はしばしば相互に關聯する敘述を含む（たとえば儀注類に分類される衛宏『漢舊儀』が多分に官職制度について記し、職官類の應劭『漢官儀』

が封禪や四時の朝廷儀禮についての詳細な敘述を含むがごとき）ため、ここではこれらを一括して「職官儀注書」と呼ぶことにする。隋志に載せるこれら職官儀注書のほとんどは後漢から魏晉南北朝時代に編纂されており、この時代にこうした官職制度に對する敘述への關心が特別の高まりをみせたに違いないことは、中村圭爾氏の指摘する通りである。^①これらは從來、正史百官志などを補う官僚制度に關する重要史料としてしばしば利用されてきたが、中村氏も述べるように、それらと官職制度の現實の様態との距離、換言すればそれらの多くが一個人の著作であり、その敘述が著者の時代背景と彼らの價值觀を多分に反映して整理再編の手を經ていることには、少數の研究を除けば十分な注意が拂われてこなかったように思われる。史料のそうした側面に注目することで、官制を描き形作る背後の意識を探ろうとする、その一環として本稿では南齊・王珪之撰『齊職儀』を取り上げる。同書は魏晉南北朝時代の職官儀注書の中でも比較的多くの佚文を残し、今までも南朝官制の重要な基本史料として使われてきたが、管見の限りこの著作自體が全面的に検討對象とされたことはなく、また佚文を集成した輯本も存在しないようである。そこで本稿では、同書の成立に深く關わる宋齊時代の政界情勢を確認した上で、同書の初歩的輯佚を行い、その構成や性格を時代狀況に照らしつつ検討することにした。

一 『齊職儀』について —— 基礎的情報

(一) 王珪之による『齊職儀』編纂の概略

王珪之の事蹟は『南齊書』卷五十二文學傳の中で、從兄である王濂之の傳に附傳されている。『南史』卷二十四、王准之の傳によれば准之は王彬の玄孫で、准之の從弟が濂之・珪之である。王彬は東晉の元勳・王導の從弟に當たるので（『晉書』卷七十六王廙傳）、王濂之らは東晉南朝筆頭の名門であった琅邪王氏の傍系ということになる。濂之の「父祖は皆郡守」であったというから、彼らはいわば王氏本流より一等降る、中堅貴族の家柄に屬したのであろう。濂之は禮學に明るい學

者として、劉宋末の昇明年間、右僕射王儉のもとで「齊國儀禮」の撰定に參與し、ついで國學博士として國學の復置を建議し、著作郎を兼任して永明起居注の撰に與っている。

史學に明るかったとされる王珪之も建元三年（四八一）、皇太子穆妃の服喪に關する朝議に祠部郎中として參與したことが『南齊書』禮志下に見え、禮學に深い學識を有したことが窺われる。このことは後述のように『齊職儀』の性格を考へる上で看過し得ぬ點であろう。彼による『齊職儀』の編纂の経緯については、『南齊書』本傳に次のように記される。

永明九年、其の子 中軍參軍顯 上啟して曰く、「臣が亡父 故長水校尉珪之、素に藉りて基を爲し、儒に依りて性を習う。宋の元徽二年を以て敕を被け、古の設官、歷代分職を纂集せしめ、凡そ墳策に在りては、必ずや詳究を盡くす。是を以て等級掌司、威な編録を加う。黜陟遷補、悉該に研記す。章服の差を述べ、冠佩の飾を兼ぬ。屬ま啟運に値り、軌度惟れ新たなり。故太宰臣淵 敕旨を奉宣し、速やかに洗正せしむ。刊定未だ畢えずして、臣が私門 凶禍す。庸微を揆らず、謹んで冒して啟上す、凡そ五十卷、之を齊職儀と謂う。仰ぎ希わくは永らく天閣に升し、長らく祕府に銘せられんことを」と。詔して祕閣に付す。

すなわち劉宋元徽二年（四七四）、後廢帝による歷代官制編纂の命が彼に下り、ついで宋齊革命に際し高帝蕭道成の意を受けた褚淵——宋皇室の姻戚にして蕭道成に寢返った變節漢として惡評高い——より「洗正」、恐らく細部の整理調整を促されたが、完成前に珪之は死去、その後を繼いだ息子の王顯が永明九年（四九二）、『齊職儀』五十卷を武帝に上啓し、詔によって祕閣に收藏されたという。同書の編纂が、宋末より齊初にかけて、爲政者の強い意向を受けて進められてきたことが分かる。

古勝隆一氏は、南齊の永明年間から梁代にかけて禮典編纂と國學隆盛に向かう一聯の氣運があつたことを指摘する。王³ 邃之がつとに宋齊革命期、王儉のもとで「齊國儀禮」編纂に携わり、また國學復置の建議を行ったことは明らかにその時流につらなるものであり、また齊初の禮學議論に従弟王珪之が関わっていたことも先述の通りである。彼の『齊職儀』編

纂も、そのような禮學興隆と禮制整備の動きと無縁であつたとは思えない。南齊建國に際する禮制整備と軌を一にして、歴代官制を詳述した同書は編まれたと考えられるのである。

(2) 隋志以後の書誌情報、ならびに諸書における引用状況

先に見たように、王顥が南齊武帝に献上した『齊職儀』は五十巻という浩瀚な分量を有する書であつた。『隋書』經籍志、史部・職官類にも「齊職儀 五十巻 齊長水校尉王珪之撰」とある。その後、「梁有王珪之齊儀 四十九巻 亡」と記されるが、興膳宏氏によればこれは梁・阮孝緒の七録に基づく情報らしく、同じ王珪之の『齊職儀』に隋代に傳つたものとは別系統の梁本四十九巻があり、それがおそらくは梁末の戰亂から陳の滅亡時にかけて亡佚したことを言うのであろう。そうだとすれば、隋本は陳平定時に江南から舶載されたのではなく、それ以前に北朝經由で傳つたものと考えられる。さて隋志はそのあと更に、「齊職儀 五巻」なる撰者不明の書を載せる。これについては詳しく知る手がかりがないが、可能性としては、1. 別人の同名の書、2. 王珪之の五十巻本の節略本、の二つが考えられる。この点については後に再び觸れたい。

次に『舊唐書』經籍志上、乙部史錄、職官類には「齊職儀 五十巻 范曄撰」とあり、范曄は明らかに王珪之の誤りとして、同志は盛唐の母嬰『古今書錄』に基づくとされるので、唐開元期の頃までは五十巻本が祕閣に傳つていたようである。ところが『通典』卷三十七では齊官品を「未詳」としており、齊官品を詳載していたはずの『齊職儀』を、八世紀後半に杜佑が『通典』を編んだ時には参照し得なかつたもののように、その頃には『齊職儀』はそのほとんどが失われていたのではなからうか。その後、『新唐書』藝文志二に「王珪之齊職官儀 五十巻」、『通志』藝文略三に「齊職官五十巻 齊長水校尉王珪之撰 齊職儀五巻」とあるのは以前の、特に『通志』の場合は隋志の、書誌情報の引き寫しに過ぎないであらう。

後述のように『北堂書鈔』、『藝文類聚』、『初學記』、『太平御覽』など隋唐から北宋の類書や『唐六典』には『齊職儀』がしばしば引用される。これらはどの書から『齊職儀』を引用したのであるか。まず、北宋の『太平御覽』が原書から直接引用したのでないことは上記からも明らかで、周知のように『太平御覽』はその大半を北齊の『修文殿御覽』三百六十卷に依っており、さらに『修文殿御覽』は梁の『華林遍略』六百二十卷を元本としている。⁷⁾恐らく梁代に四十九卷残っていたという『齊職儀』を『華林遍略』が節略引用し、それが『太平御覽』にまで引き寫されたのであろう。さらに『職官分紀』にも『齊職儀』佚文が見られるが、これは『太平御覽』や隋唐の類書に引かれるものと異同なく、それらに基づくものに違いない。

一方、隋末の『北堂書鈔』、唐初の『藝文類聚』そして開元年間の『初學記』は、上記のように五十卷の原本を参照しうる環境下で編まれたはずである。しかしこれら諸書に引かれた後掲の諸佚文を見るに、そこから全五十卷の浩瀚多様な内容を想像することはおよそ難しく、『太平御覽』の佚文と大きく出入のない印象を受ける。ここから推測するなら、これら唐代の諸書も原書でなく『修文殿御覽』ないし『華林遍略』から孫引きをしたか、もしくは別に『齊職儀』を節略した抄本があつて、そこから引用したのではなからうか。さらに推測を重ねるなら、隋志に見える撰者不明の『齊職儀』五卷がそうした抄本であつた可能性もある。いずれにせよ、開元年間まで原書がほぼ残っていたとしても、それが宮中の典籍編纂のような事業に於いてさえ直接参照されることは既に少なかったと見て大過ないであろう。但し『唐六典』には他書に見られない齊の官秩などに關する獨自記事がいくつか見え、開元年間における同書の編纂に當たつて『齊職儀』原本が一定程度参照されたことは想定される。このことは後に再び觸れる。

『南齊書』百官志序文に歴代の職官書を擧げ、最後に齊の制度について

：齊 宋より禪を受け、事は常典に遵う、既に有司存せば、偏廢する所無し。其餘 散じて史注に在るは、多く已に筌拾し、覽者知り易ければ、重述せざるなり。諸そ臺府郎令史職吏以下、具さに長水校尉王珪之の職儀に見ゆ。

と記しているように、蕭子顯が『南齊書』を編纂した梁代まで『齊職儀』が實際に讀まれていたことは間違いない、降つて陳代にも、永世公主の亡夫に駙馬都尉を追贈することを難ずる袁樞の議の中で「齊職儀曰、凡尙公主必拜駙馬都尉、魏・晉以來、因爲瞻準」と述べており（『陳書』卷十七袁樞傳）、これも類書からではなく原書（ないし抄本）からの直接引用であつた可能性がある。しかし六朝以前の官制沿革を伝える同書は、遅くとも安史の亂以後には過去の遺物として次第に顧みられることがなくなつていつたのではなからうか。言い換えれば同書は、それが編纂された歴史環境の中でこそ意義を持ち得たことが豫想される。そこで次に、同書が編纂された劉宋後期から南齊初期にかけての政界情勢を、本稿の關心に沿つて確認しておきたい。

二 『齊職儀』の編纂と宋末齊初の政界

王珪之が劉宋の後廢帝——當時十二歳の帝自身では無論なく、執政の褚淵、袁粲らの意向に違いない——より歷代官制編纂の命を受けた元徽二年（四七四）はちょうど、桂陽王劉休範の反亂が起こり、平定された年でもある。反亂の由來について彼の傳（『宋書』卷七十九、文五王傳）には次のように記す。

太宗（明帝）晏駕するに及び、主は幼く時は艱く、素族 權に當り、近習 政を乗る。休範自ら謂えらく宗戚たりて二莫く、應に宰輔に居るべしと、事既に至らざれば、怨恨彌よ結ばる。勇士を招引し、器械を繕治し、行人の尋陽を經過せる者、意を降し節を折り、重く問遣を加えざる莫し、□□留則ち身を傾け接引し、厚く相い資給す、是に於て遠近同に應じ、至る者歸するが如し。

「素族當權、近習秉政」について『資治通鑑』卷一百三十三、胡注は「素族、謂袁〔粲〕・褚〔淵〕也。近習、謂阮佃夫・王道隆・楊運長也」とする。また『南齊書』卷二十三、褚淵傳には次のようにある。

明帝崩じ、遺詔もて以て中書令・護軍將軍と爲り、散騎常侍を加えられ、尙書令袁粲と顧命を受け幼主を輔く。淵

心を同じうし共に庶事を理め、奢侈の後に當れば務めて儉約を弘め、百姓之に頼る。賓客を接引し、未だ嘗て驕倦せず。王道隆・阮佃夫 事を用い、奸賂公行し、淵 禁ずる能わざるなり。

すなわち、明帝が泰豫元年（四七二）に三十四歳で死去した後、十歳で即位した後廢帝を前帝の遺命で補佐したのが中書令褚淵、尚書令袁粲らであり、その一方で中書通事舍人阮佃夫、王道隆、楊運長ら恩倖が前代から引き續き權勢を握り、收賄によって政界を腐敗させていた。そのような状況下、後廢帝の即位に不満を抱いていた明帝の弟・劉休範が不満分子を糾合して兵を擧げたのである。反亂そのものは蕭道成らの活躍であえなく鎮壓されたが、休範が反亂を準備する過程で「遠近同に應じ、至る者歸するが如し」とされる多くの人々は、どのような動機で彼のもとに集まったのであろうか。

休範が起兵する八年前には、やはり皇族の晉安王劉子勛が反亂を起こしており、その経緯と動機については安田二郎氏が詳しく論じている。⁸⁾ それによれば、門閥貴族の獨占する中央官界での顯達から排除されていた地方のいわゆる豪族土豪が、就官と士身分の獲得を目指して反亂側とそれを鎮壓する政府側の雙方を支え動かしていたという。褚淵もこの反亂の平定に關わった一人であつて、『南齊書』本傳には次のように記される。

宋の明帝即位し、……吏部尚書に轉じ、……司徒建安王休仁 南のかた義嘉（義嘉は子勛の立てた元號）の賊を討ち、鵠尾に屯するや、淵を遣わして軍に詣り、將帥以下の勳階を選び自ら專決するを得しむ。事平ぎ、驍騎將軍を加えらる。

吏部尚書褚淵は、建安王休仁の命を受けて討伐軍のもとに赴き、その場で武將たちに勳階、すなわち勳功に應じた位階を與える專決權を委ねられたのである。討伐軍に参加したであろう地方の非門閥勢力、いわゆる寒門の意に沿い、彼らを慰撫しようとしての處置と思われる。こうした兵亂に際する勳功などを通じての寒門層擡頭の壓力は、從來の官界秩序に大きなひずみをもたらさずにはいなかった。劉休範が兵を擧げる一月前、元徽二年四月には次のような詔敕が出ている。

夏四月癸亥、詔して曰く、「頃る列爵敘勳、銓榮酬義、條流積廣し、又た各の淹闕す。歳は往き事は留まり、理とし

て逋壅するに至り、在所に參差し、多く甄飭に違ふ。賞未だ均洽ならず、毎に厥の心に疚む。悉く舊准に依り、竝びに下して注職す可し」と。(『宋書』卷九、後廢帝紀)

勳功に應じて官位を與えようとも様々な官途にわたる人事が山積しており、處置に停滯をきたしている。時がたつほどに鬱滯を重ね、敘階に齟齬が生じては功勞顯彰と獎勵の義に悖りかねないが、恩賞はまだ行き渡っていない。ひとまずは舊來の人事基準に據つて一齊に任官せよ、——およそこうした意味であろうか。この詔から十九日後の五月壬午に勃發する休範の反亂の背後に、先の兵亂で活躍しながら論功行賞に與ることのできない、あるいはこれから軍功によつて身分上昇を目指そうとする地方寒門たちの不満や願望があつたことは想像に難くない。加えて時あたかも中央政界では、阮佃夫ら恩倖のもとで贈收賄によつて不正な人事が横行しており、それも敘官の鬱滯をいや増したことであろう。時の様子を『魏書』烏夷・劉裕傳は次のように概括する。

彘(明帝)立つる自りの後、民庶凋弊す、而して宮殿器服、多く更に興造す。初め其の即位するや、軍人多く超越せられ、或いは戎勤に與らず、名を寄せて賞を受くる有り。阮佃夫等、竝びに信委せられ、凡そ談笑する所、言は行われざる無く、阿黨を抽進し、威な不次の位を受く。故に佃夫の左右、乃ち四軍・五校・羽林・給事等の官有り、皆な市井傭販の人、諂附して獲。綱紀立たず、風政頽弊し、境内難多く、民庶嗷然たるに至る。遂に廣く義勇を募り、置きて部曲と爲す。是に於て官品淪穢し、士人渾亂す、民衆顛顛たり、威な來奔するを願う。

明帝即位後のこととして語られるが、同様の狀況が後廢帝期にも續いていたことは先に引いた褚淵傳に見られる通りである。

こうした狀況を改めようとしたのが褚淵、袁粲らであつた。他ならぬ元徽二年、おそらくは彼らの意向によつて王珪之が官制の書の編纂を命ぜられた背景には、必ずや『魏書』に語られる「官品淪穢、士人渾亂」なる官界の狀況があつたに違いない。彼らの綱紀再建の努力は、しかし恩倖の權勢下で實を結ばなかつた。そして褚淵は恩倖の巢くう宋朝を見限り、

霸權の兆した蕭道成に急速に接近していくとともに、宋朝への節義に殉じた袁粲とたもとを分かつことになる。⁽⁹⁾

齊朝建國の年、建元元年十月には次のような詔敕が出されている。

辛巳、詔して曰く、朕 世務に嬰綴せること三十餘歳、險阻艱難、備さに之を嘗む。末路屯夷し、戎車歲ごとに駕す、誠に時來の運に藉り、實に士民の力に資る。宋の元徽二年以來、諸を從軍して官を得んとする者、未だ悉くは祿を蒙らず、催して速やかに下訪し、正しきに隨いて即ちに給す可し。才の餘任に堪うる者、訪洗して量序せよ。四州の士庶、本郷淪陷し、簿籍存せざるが若きは、尋校せんも所無し、州郡の保押に聽したがい、實に従いて除奏すべし。荒遠にして中正を闕く者は、特に軍簿に據り奏除するを許す。或いは邊役に戍扞し、未(原作未、當改)だ由りて旋反せざれば、同軍に於て各の五保を立て、所隸の有司、時に爲に言いて列するを聽す。〔南齊書〕卷二、高帝紀下)

元徽二年、それは劉休範の反亂が起きた王珪之が職官書の編纂を命ぜられた年でもあるが、それ以來の軍功に對する論功行賞の遲滯を解消して速やかな任官を命ずるこの詔令は、先掲の元徽二年の詔に見られた狀況がなお宋齊革命期にも續いたことを示すものであるとともに、王朝交替を機にそれを一新し、不滿渦巻く寒門武人らを懐柔しようとする意向の現れであるに違いない。

齊朝成立のはじめ、褚淵が王珪之に著作の「速やかな洗正」を促したのは、こうしたさなかのことであつた。それは新王朝のもとで官界秩序を再建しようとする褚淵らの期待を示すものと見なければならぬ。從兄王濂之らによつて編纂の進められていた禮典と相まつて、同書には新王朝建設のための歴史的典範としての意義が込められていたことであろう。

それでは同書は具體的にはどのような内容から成るものだったであろうか。佚文に即しながら、その内容・構成と指向性を探っていくことにしたいが、そのためにまずは諸書に見える佚文の初歩的輯佚を行う。

三 『齊職儀』 佚文

以下、『齊職儀』の佚文を、官職系統ごとに分けて提示する。『北堂書鈔』は「書鈔」、『藝文類聚』は「類聚」、『唐六典』は「六典」、『白氏六帖』は「六帖」、『太平御覽』は「御覽」とそれぞれ略記する。文献間での文字の出入については、同様の表現が異なる文字で表記される場合は一方を（ ）で括り、類聚のみに見える文字は○○、初學記は○○○、六典は○○○、六帖は○○○、御覽は○○○のように示す。「」はもとの文献で注として記されたものである。

【三師】

齊職儀云、品第一、金章紫綬、進賢三梁冠、絳朝服、佩山玄玉。周武王以太公爲太師、詩云、維師尙父、時維鷹揚。成王以周召爲之、書云、召公爲保、周公爲師、相成王爲左右。漢高后元年、置太傅、以右丞相王陵爲之、後省、八年復置、尋省、哀帝元壽二年復置、平帝元始元年、置太師太保、孔光以太傅遷太師、王舜以車騎將軍爲太保、王莽以大司馬領太傅、又置少傅爲四輔、莽篡位、以太傅太保國師國將爲四輔焉。漢光武唯置太傅、有府僚、拜故密令卓茂爲之、明帝以鄧禹爲之、章安已下、初卽位皆置太傅錄尙書事、其人亡、因罷、迄于漢末、獻帝初平二年、又置太師、以相國董卓爲之。魏氏以鍾繇・司馬宣王爲太傅、鄭冲爲太保、太師不見其人、晉以景王名師、乃係周官名、置太宰以代之、武帝以安平王孚爲太宰、鄭冲爲太傅、王祥爲太保。江左太師竝因晉爲太宰。(六典一)

齊職儀曰、太宰品第一、金章紫綬、佩山玄玉。堯命羲和、使主其陰陽之職、羲伯司天、卽天官也。后稷伏事虞夏、敬事(授)民時、尊稷爲天官。夏衰、稷後不畜失官、由是廢官、殷以其官爲冢宰、周公在豐、爲太宰、召(邵)公又居之。秦漢魏無此職。晉武以從祖安平王孚爲太宰、始置其官、安平薨省、咸寧四年又置。或謂本太師之職、避景帝(皇)諱、改爲太宰。「或謂太宰周之卿位」、晉武依周置職、以尊安平、非避諱也。後元興中、恭帝爲太宰、桓玄都督中外、博士徐豁議、太宰非武官、不應敬都督、遂從豁議。(類聚四十五、書鈔五十一、御覽二百六) *書鈔は「齊職儀云、虞夏、尊稷爲天官」の

み、御覽は「或謂卿位」八字を注文とする

齊職儀云、殷太甲時伊尹爲太保、周成王時召公爲太保。(初學記十一、御覽二百六)

齊職官儀曰、太保、品秩冠服同太宰。成王卽位、召公爲太保。召誥云、越三日戊申、太保朝于洛。逸禮曰、太公爲太師、

周公爲太傅、召公爲太保。(類聚四十六)

齊職儀曰、太傅、品秩冠服同太宰、成王卽位、周公爲太傅、遷太師、秦無其職、漢惠帝崩、呂后以右丞相王陵爲少帝太傅、位在三公上、魏黃初七年、詔太尉鍾繇爲太傅、華歆爲太尉、竝以疾、依田千秋乘輿上殿、後三公有疾、多以爲準。(類聚四十六、御覽二百六)

【大司馬】

齊職儀曰、大司馬、品第一、秩中二千石、金章紫綬、武冠、絳朝服、佩山玄玉。其在少昊、則睢鳩氏之任、顓頊以司馬主火、堯命羲叔爲司馬、夏官也。虞夏二代、以司夏官、棄居其職、周成王以畢公高爲司馬、楚漢之際、曹參・周勃始居其職。

(御覽二百九)

又曰、大司馬府、舊爲闕、王莽篡位、故貶去闕焉。(御覽二百九)

【太尉】

齊職儀曰、魏文帝黃初二年、日食、奏免太尉賈詡、詔曰、天地之災害、責在朕躬、勿貶三公、遂爲永制、而太尉華歆、以疾、依田千秋故事、乘輿上殿、大會、遣散騎常侍繆襲請歆、百官總已、聽歆至。(類聚四十六、御覽二百七)

齊職儀云、太尉、品第一、金章紫綬、進賢三梁冠、絳朝服、佩山玄玉。郊廟冕服、七旒、玄衣纁裳、七章。(六典一)

(太尉・司徒・司空) 齊職儀云、皆古官也。(初學記十一)

【相國】

齊職儀曰、相國、綠紱綬、袞冕服。湯以伊尹爲左相、仲虺爲右相、高宗得傳說、因立爲相、魏襄王以公孫衍爲相國(邦)、

趙孝成王以廉頗爲相國。(類聚四十五、御覽二百四)

【司徒】

齊職儀曰、司徒、品秩冠服同丞相、郊廟服冕同太尉。漢哀帝從朱博議、始置三司、改丞相爲大司徒、以孔光爲之、魏以華歆爲司徒(之)。(類聚四十七、御覽二百八)

【司空】

齊職儀曰、司空、品秩冠服同太宰。舜以禹爲司空、成王以毛公爲司空、宋以武公之諱、改司空爲司城、楚改司空爲莫敖、秦置御史大夫、省司空。(類聚四十七、御覽二百八)

【特進】

齊職儀曰、特進、以功德特進見也(之)。(類聚四十七、御覽二百四十三)

【開府儀同三司】

齊職儀曰、開府儀同三司、秦漢無聞(置舍人官騎)、始建初三年、馬防爲車騎將軍、儀同三司事、魏以黃權爲車騎開府、此後甚衆、將軍開府、依大司馬、朱服、光祿大夫開府、依司徒、阜服。(類聚四十七、御覽二百四十三)

【將軍】

齊職儀云、驃騎品秩第二、金章紫綬、武冠、絳朝服、佩水蒼玉。(六典五)

(鎮軍將軍) 齊職儀云、品第三。(六典五)

(冠軍將軍) 齊職儀云、品秩第三。(六典五)

齊職儀曰、積弩將軍、品第四、銀章青綬、武冠、絳朝服、佩水蒼玉。(御覽二百三十九)

齊職儀曰、三巴校尉、銀印青綬、虎冠、絳朝服、宋太始五年置、以巴東巴西梓潼建平五(四の誤りか)郡隸焉、建元二年

省校尉、改置巴州刺史。(御覽二百四十二)

齊職儀云、東宮殿中將軍屬官有導客局、置典儀錄事一人、掌朝會之事。(六典八、通典二十一)

齊職儀云、左右鎧曹一人。(六典二十四)

齊職儀、領軍將軍有長史、品第六、秩六百石。(六典二十四)

【太常·屬官】

齊職儀曰、太常卿一人、品第三、秩中二千石、銀章青綬、進賢兩梁冠、絳朝服、佩水蒼玉。王朗云、西京太常行陵、赤車千乘。(類聚四十九、御覽二百二十八)

齊職儀曰、晉令、博士祭酒、掌國子學而國子生師事祭酒、執經、葛巾單衣、終身致敬。(類聚四十六、御覽二百三十六)

(太廟令) 齊職儀曰、周有守祧之官、掌先王廟令。(御覽二百二十九)

(陵令) 齊職儀曰、周有墓大夫冢人之職、掌先王之墓。(御覽二百二十九)

齊職儀、每陵令一人、品第七、秩四百石、銅印墨綬、進賢一梁冠、絳朝服。舊用三品勳位、孝建三年改爲三品。(六典十四、

御覽二百二十九)

齊職儀、太祝令、品第七、四百石、銅印墨綬、進賢一梁冠、絳朝服、用三品勳位。(六典十四)

(慶犧令) 齊職儀、令、品第七、秩四百石、銅印墨綬、進賢一梁冠、絳朝服。今用三品勳位。(六典十四)

【光祿勳·屬官】

齊職儀云、初秦置郎中令、掌宮殿門戶及主諸郎之在殿中侍衛、故曰郎中令、漢因之。至武帝、更名光祿勳、後漢獻帝又爲郎中令。魏文又爲光祿勳、後世因之。(初學記十二)

齊職儀云、初秦置諫議大夫、屬郎中令、無常員、多至數十人、掌論議。漢初不置、至武帝始因秦置之、無常員、皆名儒宿德爲之、隸光祿勳。光武增議字爲諫議大夫、置三十人、屬光祿勳。魏依漢氏、晉宋齊竝不置。(初學記十二)

(中散大夫) 齊職儀、品第七、絳朝服、進賢一梁冠。(六典二)

【衛尉】

齊職儀云、衛尉、秦官也、掌宮門衛屯兵、漢因之。景帝更名中大夫令、尋復舊爲衛尉。自王莽及後漢初、竝省之。至獻帝復置。魏晉宋齊因之。(初學記十二)

【廷尉】

齊職儀云、大理、古官也。唐虞以臯陶(咎繇)作士「士、理官也」。初秦置廷尉、漢因之、景帝改曰大理、武帝又曰廷尉、哀帝又曰大理、王莽改曰作士、東漢又曰廷尉、魏復爲大理、(復改)晉宋齊竝爲廷尉。(初學記十二、六帖二十一) *六帖は「士、理官也」を注文とする

【大司農・屬官】

齊職儀曰、司農卿、耕籍則掌其禮儀。(類聚四十九、御覽二百三十二)

齊職儀曰、太倉令、周司徒屬官有廩人倉人、則其職也。(御覽二百三十二)

齊職儀曰、市令、周有司廩、肆師、司市、皆其任也。(御覽二百三十二)

【少府屬官】

(平準令) 齊職儀曰、染署掌染繪色。少昊置五雉爲工正、翬雉氏設五色之工、周有染人之職、掌絲帛以爲服。(御覽二百三十二)

(右藏令) 齊職儀曰、右藏庫、周天府內府之任、天府物所藏也、內府掌邦市之出入、以待王用。後漢中藏府令丞、掌幣帛金銀諸物。晉置中黃左右藏。(御覽二百三十二)

(守宮令) 齊職儀曰、守宮、周掌宮之職、王行爲帷宮、卽其任也。(御覽二百三十)

【太僕・屬官】

齊職儀云、太僕、周官也。尚書稱、穆王命伯冏爲太僕正、是也。蓋爲衆僕之長曰太僕。秦因之、掌輿馬。歷漢後魏及晉西

朝咸置之。至東晉元帝省之、後復置、至成帝又省之、并入宗正、蓋有事郊祀則權置、畢則省。宋齊因之。（初學記十二）

〔廐令〕齊職儀曰、諸廐有圉師牧人養馬之官、校人掌王之馬正也。（御覽二百三十）

〔車府令〕齊職儀曰、車府署、周有巾車典輅之職、辨五輅之制。（御覽二百三十）

〔乘黃令〕齊職儀云、〔曰〕、乘黃、令獸名也、龍翼馬身、黃帝乘之而僊〔仙〕、後人因以名廐。乘黃令品第七、秩四百石、銅

印墨綬、進賢一梁冠、絳朝服。（六典十七、御覽二百三十）

〔尚書〕

齊職儀曰、秦漢之世、委政公卿、尚書之職、掌於封奏、令贊文書、僕射主開閉、令不在、則僕射奏下其事。魏氏重內職、八座尚書、任同六卿、舜舉八元八凱、以隆唐朝、令〔今〕號八座爲元凱、謂以賢能用事、義〔義〕如昔也。（類聚四十八、御覽二百十）

齊職儀曰、魏朝以尚書僕射毛珩領選曹、晉武〔六帖無武字〕以僕射山濤領吏曹〔六帖作吏郎〕、後依擬、至今或領焉。（類聚四十八、六帖二十一、御覽二百十一）

齊職儀曰、尚書六人、品第三、秩六百石、進賢兩梁冠、納言幘、絳朝服、佩水蒼玉、執笏負荷。（類聚四十八、御覽二百十一）

齊職儀云、魏晉宋齊、竝曰尚書臺。（初學記十二）

齊職儀云、〔曰〕、自魏晉宋齊、正令史·書令史皆有品秩、朱衣、執版、進賢一梁冠。（六典一、御覽二百十三）

〔侍中·給事中·黃門侍郎·散騎常侍〕

齊職儀云、〔又曰〕、東漢侍中、便蕃左右、與帝升降、法駕出、多識者一人參乘、兼負傳國璽、操斬白蛇劍。（初學記十二、御覽二百十九）

齊職儀云、〔曰〕、魏氏〔御覽二百二十四有氏字〕侍中、掌懷贊、大駕出、則次直侍中護駕、正直侍中負璽陪乘、不帶劍〔御覽

二百二十四無「掌（劔）」，皆騎從、御登殿、與散騎侍郎對挾帝、侍中居左、常侍居右、備切問近對、拾遺補闕也。（初學記十二、御覽二百十九・二百二十四）

齊職儀云、漢侍中掌乘輿服物、下至褻器虎子之屬。武帝代孔安國爲侍中、以其儒者、特聽掌御唾壺、朝廷榮之。初漢侍中親省起居、故俗謂執虎子、虎子褻器也。至魏文帝時、蘇則爲侍中、嘗與則同隱吉茂者、是時仕甫歷縣令、見則調之曰、仕進不止執虎子。（初學記十二）

（給事中）齊職儀云、東漢省其官、魏晉宋齊竝置、無常員、皆隸集書省。「齊職儀云、齊給事中皆隸集書省、與諸散騎同掌侍從左右、獻給省諸文奏。」（初學記十二）

齊職儀曰、給事黃門侍郎四人、秩六百石、武冠、絳朝服、漢有中黃門、給事黃門、位從諸大夫、秦制也、與侍中掌奏文案、贊相威儀、典署其事。（類聚四十八、御覽二百二十一）

齊職儀曰、初秦又有給事黃門之職、漢因之、至東漢初、并二官曰給事黃門侍郎、後又改爲侍中侍郎、尋復舊。自魏及晉、置給事黃門侍郎四人、與侍中俱管門下衆事、與散騎常侍竝清華、代謂之黃散焉。宋齊置四人。「齊職儀云、齊代侍中呼爲門下、給事黃門侍郎呼爲小門下。」（初學記十二）

齊職儀云、魏文帝復置散騎之職、以中常侍合爲一官、除中字直曰散騎常侍、置四人、典章表詔命手筆之事。晉置四人、隸門下。（初學記十二）

【祕書】

齊職儀云、祕書丞、銅印墨綬。（初學記十二、御覽二百三十三）

齊職儀云、初漢獻帝置祕書令、有丞二人、蓋中書之任。魏文分祕書立中書、以祕書左丞劉放爲中書監、祕書右丞孫資爲中書令、而祕書改令爲監、別掌文籍、自置丞一人、多以祕書郎遷之、其後何禎上許都賦、帝異之、拜祕書郎。後月餘、禎闕事、帝問曰、吾本用禎爲丞、何故爲郎。案主者罪、遂改爲丞。時祕書本有一丞、尙未轉、遂以禎爲右丞、右丞置自禎始也。

至宋省一丞。(初學記十二) *『初學記』はこのあとに出典を示さず「後代竝因之」と續けるが、この部分は『齊職儀』の文ではないであろう。

【駙馬都尉】

齊職儀曰、凡尙公主、必拜駙馬都尉、魏晉已來、因爲瞻准。(陳書十七、御覽百五十四) *御覽は「齊職儀曰」としてこの文に後に「蓋以王姬之重、…」と續けるが、これは『陳書』卷十七、袁樞上疏(その中で『齊職儀』が引かれる)の地の文をそのまま引用したものである。

【太子官屬】

齊職儀曰、詹事、品第三、茂陵書、秩二千石、銀章青(紫)綬、局擬尙書令、位視領護將軍。(類聚四十九、六帖二十一、御覽二百四十五) *六帖は「齊職儀」の見出しの下に「品第三、銀章青綬、擬尙書令、位視領將軍」を注文として引く。

齊職儀、太子有内直兵局内直兵史二人、五品勳位。(六典二十六)

齊職儀、中庶子下有門下通事守舍人四人、三品勳祿敘、武冠、朱服。又、庶子下有内典書通事舍人二人。品服同舍人、擬

中書通事舍人、掌宣傳令書、内外啟奏。(六典二十六)

齊職儀、太子三卿・校、各有寺人二人。(六典二十六)

齊職儀、家令主簿一人、四品勳位、掌總署諸書事。(六典二十七)

齊職儀、食官令一人、三品勳位、掌厨膳之事。(六典二十七)

齊職儀、太子率更令主簿、四品勳位。(六典二十七)

齊職儀、太子僕主簿、四品勳位。(六典二十七)

齊職儀、東宮屬官有内廐局・外廐局。(六典二十七)

【王公官屬】

齊職儀云、諸公領兵職、局有典籤二人。(六典二十九)

齊職儀、諸公領兵職、局有庫典軍七職二人、倉典軍七職二人、又有船官典軍、菱箬典軍、樵炭典軍等員。(六典二十九)

齊職儀、諸公領兵職、局有車殿典軍五品二人、馬典軍五品二人、又有釀倉典軍、炭屯典軍、樵屯典軍。(六典二十九)

齊職儀、諸公府有釀倉典軍二人。(六典十五)

【その他】

齊職儀云、宋孝武大明中、開府儀同及三公府・皇子府皆有典書史。(六典十)

齊職儀、食官局有酒吏一人。(六典十五)

齊職儀有舩官典軍一人。(六典二十三)

四 『齊職儀』の世界

諸佚文をもとに、まず『齊職儀』における官職記述の基本的形式を確認してみたい。まず、先掲の王珪之傳における王顥の献上の辭をもう一度見れば、

敕を被け、古の設官、歴代分職を纂集せしめ、凡そ墳策に在りては、必ずや詳究を盡くす。是を以て等級掌司、感な編録を加う。黜陟遷補、悉該に研記す。章服の差を述べ、冠佩の飾を兼ね。

とあり、ここから同書のおおよその内容をうかがうことができる。すなわち王珪之は「古設官歴代分職」、上古以來の官職の設置と歴代の變遷について、あらゆる記録を涉獵してその詳細を盡くしたといい、そこでは「等級掌司」―官位と職掌、「黜陟遷補」―官職の遷轉の詳細、また「章服之差」―官位ごとの官服の等級、ひいては「冠佩之飾」―冠や佩飾の制に至るまでが記されたというのである。そのことを佚文に照らしてみると、確かに (i) 齊定員、(ii) 品秩 (等級)、

(iii) 職掌 (掌司)、(iv) 印綬冠服 (章服之差・冠佩之飾)、(v) 任官慣行 (黜陟遷補)、(vi) 古官の記事 (古設官)、(vii) 戰國秦漢以來の沿革 (歴代分職)、の構成と順番を確認することができる。多少例を挙げれば、

太常卿一人、ii品第三、秩中二千石、iv銀章青綬、進賢兩梁冠、絳朝服、佩水蒼玉。vii王朗云、西京太常行陵、赤車千乘。

每陵令一人、ii品第七、秩四百石、iv銅印墨綬、進賢一梁冠、絳朝服。v舊用三品勳位、孝建三年改爲二品。染署iii掌染繪色。vi少昊置五雉爲工正、翬雉氏設五色之工、周有染人之職、掌絲帛以爲服。

のごとくである。『唐六典』卷一、太師條に引く三師に關する長い記述も次のように(ii)(iv)(vi)(vii)の要素と順番を備えており、これ全體を『齊職儀』の佚文と認めることができる。言い換えれば、同佚文は現存の『齊職儀』佚文中、最も詳細なものである。ちなみに『唐六典』の三師に關する沿革敘述の過半はこの佚文が占めている。そのことは、『唐六典』が諸官の沿革を述べるに當たつて、明確な言及は必ずしもないものの、その一部分を『齊職儀』に負っていた可能性を推測させる。

齊職儀云、ii品第一、iv金章紫綬、進賢三梁冠、絳朝服、佩山玄玉。vi周武王以太公爲太師、詩云、維師尙父、時維鷹揚。成王以周召爲之、書云、召公爲保、周公爲師、相成王爲左右。vii漢高后元年、置太傅、以右丞相王陵爲之、後省、八年復置、尋省、哀帝元壽二年復置、平帝元始元年、置太師太保、孔光以太傅遷太師、王舜以車騎將軍爲太保、王莽以大司馬領太傅、又置少傅爲四輔、莽篡位、以太傅太保國師國將爲四輔焉。漢光武唯置太傅、有府僚、拜故密令卓茂爲之、明帝以鄧禹爲之、章安已下、初卽位皆置太傅錄尙書事、其人亡、因罷、迄于漢末、獻帝初平二年、又置太師、以相國董卓爲之。魏氏以鍾繇・司馬宣王爲太傅、鄭冲爲太保、太師不見其人、晉以景王名師、乃係周官名、置太宰以代之、武帝以安平王孚爲太宰、鄭冲爲太傅、王祥爲太保。江左太師竝因晉爲太宰。

なお、この文は『唐六典』に獨自のものであり、同書が引く『齊職儀』佚文はこれを含めて全四三條に上るが、そのう

ち他書（『太平御覽』）にも引かれるものは乘黃令、尙書令史、陵令のわずか三條しかない。しかもそのうち兩書の引用がほぼ一致するのは尙書令史だけであり、乘黃令・陵令では『太平御覽』が引用するのは前半部のみで、後半の品秩ないし任用基準^①に關する記載（乘黃令品第七、秩四百石、銅印墨授、進賢一梁冠、絳朝服、「（每陵令）舊用三品勳位、孝建三年改爲二品」）は『唐六典』所引獨自の記事である。このことは、同書が『齊職儀』の引用に當たつて他の類書とは別の情報源を有したことを強く示唆する。『唐六典』における『齊職儀』の引用文は、ここに言及した三師に關するものを除けば、全體の傾向として比較的下級の勳官などに關するものが多く、逆に他の類書にはそうした官に關する引用はほとんど見られない。ここから推測するなら、『修文殿御覽』以來の諸類書は、その類書としての性格ゆえに、雅文作成の糧となる高位の諸官にもつぱら關心を集中させ、それらに關する佚文をとどめたのではなからうか。一方『唐六典』は唐代ないし前代の律令格式を廣く集めた政書として、類書には缺く『齊職儀』中の下位諸官とそれに關する任用規定の記述を、類書からではなく原書に近いものから引用したのではないか。

そのことは、さらには次の推測を導く。先にも觸れたように、『齊職儀』の今日見られる佚文は、そのほとんどが比較的簡潔な内容で諸官の歴代沿革や品秩を記したもので、そこから全五十卷の内容を想像することは難しいが、それはおそらく右に述べたような類書の關心に起因する佚文の殘され方の偏りゆえであつて、同書にはそれら佚文からだけでは窺うことのできない、廣範な内容が他にも含まれていたに違いないのである。『唐六典』に引く勳官などの記事はその一端を示すものであり、これら中下級の諸官におよぶ、複雑多岐にわたつたであろう南朝の任官規定・慣行「黜陟遷補」を「悉該に」記す部分——それゆえ類書の關心からは捨象された——があつたと考えねばならない。先引『南齊書』百官志序文に「諸臺府郎令史職吏以下、具見長水校尉王珪之職儀」とあるのもそれを傍證する。いわば類書と『唐六典』とは、『齊職儀』の貴族的「雅」と文吏的「俗」の兩側面を、それぞれとどめていたのではなからうか。

『齊職儀』が、このような任官規定・故事の他にも律令などの法規を材料の一つとしたことは、博士祭酒に關する佚文

に「晉令、博士祭酒、掌國子學而國子生師事祭酒、執經、葛巾單衣、終身致敬」と晉令を引いていることから分かり、また太子詹事に關する次の佚文

齊職儀曰、詹事、品第三、茂陵書、秩二千石、銀章紫綬、局擬尙書令、位視領護將軍。

と、『唐六典』卷二十六、太子詹事條注の次の記事

晉令、詹事、品第三、銀章青綬、絳朝服、兩梁冠。局事擬尙書令、位視領・護將軍、中書令。長三令・四率・中庶子・庶子・洗馬・舍人。

とを比べれば、前者が後者の「晉令」に據っていることは明らかである。これら晉令は、別稿でも述べたように官品令に違いなく、また晉官品令は單行の書として流通していた可能性についてもそこで觸れた。ちなみに右掲の『齊職儀』には『茂陵書』への言及が見える。『茂陵書』は辛德勇氏によれば莽新時期に出土した前漢の簡牘文獻らしく、かつ『史記』集解序に附す索隱によれば同書は西晉時に滅んだとされるので、王珪之は同書を直接見たのではなく、他書、たとえば『史記』孝景本紀の集解ないし『漢書』百官公卿表上の師古注引く臣瓚説に「茂陵書詹事秩二千石」「茂陵書詹事秩眞二千石」などとあるのを引用、挿入したのであろう。

各官の歴史に關する敘述では、(vi) 古官の記事に一定分量の筆を割いている點にまず注意される。別稿で述べたように、後漢初期に出現する職官書『漢官』『漢舊儀』にはこの記述がなく、『漢書』百官公卿表では序文で古官の沿革を總述するが、個別には上古以來の官を「古官」と記すのみである。後漢後々末期の胡廣『漢官解詁』、應劭『漢官儀』に至り夏殷周の制への言及が時に見られるようになるが、佚文全體の中ではなお部分的にとどまる。¹⁵『齊職儀』では比較的多くの官に上古三代以來の由來が『尙書』、『周禮』、『左傳』などをもとに記され、儒教的古典世界との接續の進展を窺うことができる。同様の傾向はやや後の『宋書』百官志にも見られ、ひいては『唐六典』の歴代官制沿革に踏襲されることになる。

續く戰國秦漢以來の沿革（vii）に關しては『齊職儀』は先行する職官書に負う所も少なくないであろう。たとえば侍中に關する記事「漢侍中掌乘輿服物、下至褻器虎子之屬。武帝代孔安國爲侍中、以其儒者、特聽掌御唾壺、朝廷榮之」（漢應劭『漢官儀』「分掌乘輿服物、下至褻器虎子之屬。武帝時、孔安國爲侍中、以其儒者、特聽掌御唾壺、朝廷榮之」（漢官六種」による）のほぼ引き寫しである。ただし王珪之はそれら様々な資料を博搜する一方で、もとよりそれらを雜然と載せるのではなく、「必ずや詳究を盡くす」というように一定の整理考證を行つていたはずである。例えば太僕に關する佚文では、太僕が周代に淵源することを述べるのに『尚書』冏命篇の伯冏が太僕正に任ぜられた記事を擧げて「是なり」とし、その後「蓋し」として衆僕の長たるが故に太僕と稱したのであるとの推測を述べる。また太宰に關する佚文では、西晉時代にこの官が初めて置かれたことに關して、「或謂」として景帝司馬師の諱を避けて太師から官名を改めた、ないし晉武帝が周制に依據してこの職を置いた、という二つの或説を提示しており、『唐六典』に引く三師の條文ではもっぱら前者の説明に據つてゐるが、歴代官職の沿革置廢について複數の説を斟酌してゐる様子が窺われる。

次に、編纂時期が宋の元徽二年から齊初にまで互つてゐるゆえ、同書は三巴校尉の條で建元二年の改制に觸れるように齊初の情報を一部に含みつつも、宋官制を現制度として描く所が少なくないらしい。たとえば少府所屬の染署について『齊職儀』曰、「染署掌染繪色……」とあるが、『通典』卷二十六、平準署條には「宋は唯だ掌染のみ、順帝即位し、帝の諱なるを以ての故に染署と曰う。齊は又た平準と曰い、少府に屬す」としており、平準が染署と呼ばれたのは順帝の諱が避けられた宋代だけのことである。また陵令の任用につき「舊用三品勳位、孝建三年改爲二品」とあり、劉宋孝建三年（四五六）の改制が「舊」と對照して示されてゐるのも、同條が宋代に書かれたものであることを示唆しており、庾嶷令の條に「今用三品勳位」とあるのも同様ではないかと思われる。

『南齊書』百官志序文に「齊は宋より禪を受け、事は常典に違ひ、既に有司存すれば、偏廢する所無し」とあるように、齊は建國にあたり基本的に宋朝の典制に據らざるを得なかつたものようである。その上で同書に敢えて『齊職儀』の名

を冠したのは、宋朝に至るまでの歴代官制を新王朝のための典範として提示しようとする、王珪父子の意向の現れではなかったであろうか。

佚文を概観すれば、全體的スタイルとして同書は『周禮』的な制度の靜態提示よりも、歴史的沿革と施行細則の掲載に比重をおいているように見られる。同書が齊朝建設のために編まれたのなら、それは、次の二つを意味してしよう。第一に、王珪之らは齊朝建設のために官制の經典的な靜態よりも、歴史的堆積に規範を求めたことであり、このことは後にも觸れたい。第二に、恩倖の專權と寒門の擡頭のもと、先に引いた『魏書』烏夷劉裕傳に「軍人多く超越せられ」「阿黨を抽進し、みな不次の位を受け」たとあるような状況下、中下級官人の遷轉のルールを明示することで「超越」「不次の位」の任官を豫防する働きを期待したであろうことである。その結果同書は、門閥貴族のもとで中下級寒人が擡頭する當時の官制の斷面圖を提供することになった。「士大夫の立場」から中下級諸官について沈黙する『南齊書』百官志の缺を補い、後世をして南朝官制を知らしめるための重要な史料となったのである。しかしそこにまた、同書の時代状況に制約された限界を認めざるを得ない。同書における中下級諸官の委細に至るまでの詳細な記載は、宋齊時代の門閥的官僚制の積弊と、寒門層の突き上げに伴う内部的矛盾をリアルに伝えるものであったが故にこそ、そうした状況が梁の天監年間の官制改革⁽¹⁷⁾、そして最終的には南朝の滅亡によって解消されるとともに現實的意義を失い、散逸していかざるを得なかった。そして主⁽¹⁶⁾に上層諸官の、古典世界から戰國秦漢以降南朝へと聯なる歴史的沿革の敘述部分が、以後の類書や政書における歴代制度の敘述の糧として残されたのである。

おわりに

『齊職儀』は、史學の才に長けた王珪之が、經傳から歴代職官儀注書、官文書に至るまでを涉獵し、上古より宋齊に至る官職の歴史を考證、再構成した一篇の史學作品である。かつて内藤湖南は、この時代における職官儀注類著作の増加を

「時勢の變化から自然に記録の發展が繁雜に」¹⁸⁾ なった結果であると評したが、『齊職儀』編纂の背景には宋齊革命期の官界情勢と王朝建設への喫緊の要請があり、そのもとで王珪之は一定の目的と構成案のもとに同書を編んだと考えられるのであり、前代までの諸記録を漫然と集成したのでは決してないことは、以上述べてきた所から明らかである。

歴代沿革に重きを置き史學的著作としての性格の強い同著には、『周禮』的な制度の靜態を提示しようとする姿勢は、少なくとも現存の逸文に見る限り稀薄であるといえる。それはとりもなおさず、制度敘述が禮典的であり方から歴史的動態の敘述へと分化していく、後漢以來の趨勢¹⁹⁾上に位置づけられるものであろうが、一方で次の點にも注意を向けておきたい。第一に、諸官の淵源を經典世界に求め、それを戰國秦漢以降の現實の歴史に接續する同書の敘述形式は、儒教的理想世界と現實の歴史とをつなぎ、兩者相まつての官制敘述モデルを明瞭に提示したことであり、その形式は基本的に『唐六典』の歴代官制沿革の敘述にも引き繼がれることになる。その意味で『齊職儀』は『唐六典』ないしは『通典』に至る官制史敘述の歴史、いわば一種の史學史の上で、重要な一節をなしているように考えられる。第二には同書の編纂が禮典編纂事業と車の兩輪のごとく並列に行われたことであり、それは官制と禮制との緊密な聯關が當時の人々に強く意識されていたことの現れに違ひなく、こうしたあり方も、降つて唐開元年間、『大唐開元禮』と並行して進められた『唐六典』の編纂にも認められると推測される。²⁰⁾

註

- (1) 中村圭爾「六朝における官僚制の敘述」(同氏『六朝政治社會史研究』汲古書院、二〇一三年、所收)
- (2) 中村氏前掲論文および谷井俊仁「官制はいかに敘述されるか…『周禮』から『會典』へ」(『人文論叢』三重大學人文學部文化學科研究紀要)第三號、二〇〇六年)、徐冲
- 『續漢書・百官志』與漢晉間的官制撰述——以郡太守の條的辨證爲中心——(『中華文史論叢』二〇一三年第四期)、黃楨「書籍的政治史…以《晉公卿禮秩故事》、《晉百官表注》爲中心」(『中華文史論叢』二〇一五年二期)など。

- (3) 古勝隆一「南齊の國學と釋奠」(同氏『中國中古の學術』
研文出版、二〇〇六年、所收)
- (4) 興膳宏・川合康三『隋書經籍志詳攷』(汲古書院、一九
九五年)「解説」
- (5) 姚名達『中國目錄學史』(商務印書館、一九三七年初版)、
余嘉錫『目錄學發微』(中華書局、一九六三年)(邦譯『目
錄學發微 中國文獻分類法』古勝隆一他譯注、平凡社、二
〇一三年)など。
- (6) 『北堂書鈔』には、卷五十一、太宰條に「謹案王珪之齊
職儀云、虞夏尊稷爲天官」というごく断片的な一節を引く
のみに過ぎない。
- (7) 尾崎康「北齊の文林館と修文殿御覽」(『史學』四〇卷
二・三號、一九六七年)
- (8) 安田二郎「晉安王子助の反亂と豪族・土豪層」(同氏
『六朝政治史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇三年、
所收)
- (9) 兩者の關係については安田二郎「南朝貴族制社會の變革
と道徳・倫理」(同氏前掲書所收)に詳しい。
- (10) 使用したテキストは次の通りである。
『北堂書鈔』・天津古籍出版社、一九八八年(南海孔氏三十
三萬卷堂影鈔本)
『藝文類聚』・上海古籍出版社、初版一九八二年(中華書局
一九六五年初版本をもとに一部断句を修訂する)
『唐六典』・陳仲夫點校『唐六典』中華書局、一九九二年
『白氏六帖』・古典研究會『白氏六帖事類集(三)』汲古書
院、二〇一二年(靜嘉堂文庫所藏北宋版影印本)
『太平御覽』・中華書局、初版一九六〇年(商務印書館、一
九三五年、宋版影印本の縮印本)
- (11) 陵令の條における「舊用三品勳位、孝建三年改爲二品」
は、従來、七品の陵令の任用には三品勳位の者から選んで
いたものを、劉宋の孝建三年(四五六)に「三品」、官崎
市定氏によれば勳二品、の者から選ぶよう改めたことを言
う。同氏『九品官人法の研究 科擧前史』(宮崎市定全集
六)岩波書店、一九九二年)二二八頁。また庾嶸令條にお
ける「今用三品勳位」も、やはり七品の庾嶸令の任用にあ
たり「今」は三品勳位の者から選ぶことを言う。中村圭爾
氏も、これらが任官の資格に関する記事であることを指摘
している。同氏註(1)前掲論文。
- (12) 拙稿『續漢書』百官志と晉官品令(『關西學院史學』
四二、二〇一五年)
- (13) 辛德勇「談歷史上首次出土的簡牘文獻——《茂陵書》」
(『文史哲』二〇一二年第四期)
- (14) 拙稿「中國における職官儀注書の出現と官制敘述のはじ
まり」(『人文論究』(關西學院大學文學部)六九—一、二
〇一九年)
- (15) 拙稿「胡廣『漢官解詁』の編纂——その經緯と構想
——」(『史林』八六—四、二〇〇三年)、「應劭『漢官儀』
の編纂」(『關西學院史學』三三、二〇〇六年)
- (16) 川合安「唐萬之の亂と士大夫」(同氏『南朝貴族制研究』
汲古書院、二〇一五年、所收)が、『南齊書』のそうした

立場を指摘する。

(17) 梁天監七年の官制改革については、宮崎市定氏前掲書に詳しい。

(18) 内藤湖南「支那史學史」〔内藤湖南全集 第十一卷〕
 (筑摩書房、一九六九年)

(19) 註(1)前掲谷井氏論文、および註(12)前掲拙稿。

(20) 兩書の編纂については内藤乾吉「唐六典の行用に就いて」(同氏『中國法制史考證』有斐閣、一九六三年、所收)および古典研究會編『大唐開元禮 附大唐郊祀錄』(汲古書院、一九七二年)解説(池田溫)を参照のこと。

social order was an important factor in the military success of the Jiangning Eight Banners in defeating anti-Qing military forces many times throughout the Shunzhi reign and the early Kangxi reign periods as Qing rule was rapidly strengthened.

Looking closely, we can see that most of the historical materials which are used to prove the opposition between the bannermen and the general populace in Jiangning involve for the most part merely the illegal behavior of a minority of bad actors among the bannermen serving in the provinces, and in such cases it was often the case that local ruffians played an important role. Compared with the lawless behavior of bannermen, the illegal behavior of local ruffians had a more sustained negative influence and was more likely to become a social problem. It is thus not appropriate to interpret issues in terms of the so-called “conflict between bannerman and the general population.”

WANG GUIZHI 王珪之 'S COMPILATION OF THE *QI ZHIYI* 齊職儀

SATO Tatsuro

The *Qi Zhiyi* 齊職儀, compiled by Wang Guizhi 王珪之 of the Southern Qi dynasty, has been known as a representative writing on bureaucracy in the Southern dynasties, and a relatively large number of passages are cited in the *Tang Liudian* 唐六典 and other reference books compiled during the Tang to the Song dynasties. This paper investigates the historical background of the compilation of this book, collects passages cited in various works, thereby confirming the book's basic format and features, and also considers its historical characteristics. Wang Guizhi was ordered to compile this book in the 2nd year of the Yuanhui 元徽 era (474), when Chu Yan 褚淵, the regent at that time and others aimed to restore official discipline in the midst of political disorder caused by the emperor's favoritism. Later, when Xiao Daocheng 蕭道成 held sway, the book was completed by Guizhi's son upon the request of Chu Yan who sided with the new regime as the new Qi dynasty was being established. According to the bibliography of Wang Guizhi in *the History of the Southern Qi*, this book recorded in detail the history and precedents of each official position, burdensome personnel rules required for junior positions, and was intended to contribute to construction of the new dynasty by meeting the needs of emergent lower-ranking officials. We can also confirm such content and structure through existing passages from this book. But the detailed description of the bureaucracy down to junior positions so closely suited to the needs of the time

meant that this book was destined to be scattered and lost as time passed. As a result, extant passages in reference books refer mainly to the history of higher-ranking officials. The descriptions of these passages, which combine the world of Confucian classics and real history, would affect subsequent political works such as the *Tang Liudian*, serving as a model of governmental description that integrates ritual and history.

THE MONETARY SYSTEM DURING THE FIRST HALF OF THE JIN DYNASTY

MIYAZAWA Tomoyuki

The history of money during the Jin 金 dynasty can be divided into two periods, one before and one after the 1190's. This paper deals with the system during the former period. The monetary policy of the Jin dynasty is assumed to have inherited most of copper coins of the Northern Song 北宋. The attack of Hailingwang 海陵王 on the Song had rapidly reduced the central government's cash holdings. In the private sector, there was a serious shortage of cash, but, on the other hand, local governments held massive cash reserves. I cannot agree with the view that sees the cash shortage as having been caused by the development of commerce. *Jiaochao* 交鈔, which was a feature of the Jin monetary system, was a cash deposit certificate used in the former period as a remittance draft. The *jiaochao* was not paper money. *Tongqian* 銅錢 and *jiaochao* acted as financial means for securing military goods, not for mediating the development of commercial transactions.

A BASIC STUDY OF HISTORICAL RECORDS ABOUT THE BYEONGJA WAR : THE *NAMHAN ILGI* AND YI DOJANG'S *SEUNGJEONGWON ILGI*

SUZUKI Kai

Among the historical records describing the invasion of Korea by Qing Taizong Hongtaiji in 1636-1637, the *Byeongjalok* 丙子錄, written by the Korean La Manggab 羅萬甲, is the most famous. Many editions of the book were produced, and it exists in Korea and Japan. However, in order to know the history of the Joseon Dynasty